

産業廃棄物処分別業許可証

住所 佐賀県佐賀市川副町大字南里1489番地1
氏名 株式会社西村土木建設
代表取締役 西村 秀樹



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年(2023年)7月14日
許可の有効年月日 令和12年(2030年)7月13日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設	破砕施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類	木くず
設置場所	佐賀市川副町大字南里字二本谷1493番	佐賀市川副町大字南里字二本谷1493番
設置年月日	平成8年7月15日	令和24年11月26日
処理能力	ガラスくず等：120t/日（8時間） がれき類：200t/日（8時間）	4.3t/日（8時間）
許可年月日	平成20年（2008年）2月12日	
許可番号	佐賀県指令19廢第010017号（譲受け）	

3. 許可の条件

木くずの破砕施設に使用するスクリーンは直径30ミリメートルのものに限る。
県内で移動して施設を使用する場合は、排出事業場の敷地内に限る。
また、がれき類等の破砕施設と木くずの破砕施設とを同時稼働しないこと。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年7月14日 更新許可（優良基準適合） 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無